### 規制改革ホットライン処理方針

(令和5年 11 月 16 日から令和6年7月 19 日までの回答)

## スタートアップ・DX・GX ワーキング・グループ関連

提案事項	所管省庁回答	区分(案)	別添の該当 番号
景品表示法における景品上限規制の改正	検討を予定	Δ	1
No.3 役職員の株式保有に関する 規律の見直し①	検討を予定	Δ	2
No.3 役職員の株式保有に関する 規律の見直し②	検討を予定	Δ	3
No.3 役職員の株式保有に関する 規律の見直し③	検討を予定	Δ	4
No.3 役職員の株式保有に関する 規律の見直し④	検討を予定	Δ	5
No.3 役職員の株式保有に関する 規律の見直し⑤	対応不可	Δ	6

提案事項	所管省庁回答	区分(案)	別添の該当 番号
No.4 株式報酬の活用促進に向けた有価証券 届出書の開示規制の緩和①	対応	0	7
No. 4 株式報酬の活用促進に向けた有価証券 届出書の開示規制の緩和②	検討に着手	0	8
No. 29 保険証券の電子化	対応不可	Δ	9
No. 47 株式報酬における無償交付の 従業員等への拡大	対応不可	0	10
No. 48 RSU の権利確定時における 開示書類の提出の不要化等	検討に着手	0	1 1
No. 62 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤の包括的な劇物指定の見直し	対応不可	Δ	1 2

提案事項	所管省庁回答	区分(案)	別添の該当 番号
クリーニング業法改正による個人間洗濯代 行サービスの合法化	対応不可	Δ	1 3
投資専門子会社によるベンチャービジネス 会社等への出資に関して、出資先企業が銀 行グループの子会社に該当しない旨の規定 (銀行法・会計規則上)	その他	Δ	1 4
実質的支配者リスト制度の拡充	(要望1及び 4) その他 (要望2及び 3) 検討を予定	©	15
事業者が銀行との API 連携を通じて口座番号をエンドユーザーに表示することについて、電子決済等代行業の対象から除外	検討を予定	Δ	1 6
督促連絡先の見直し	対応不可	Δ	1 7
子会社対象会社でない会社をグループ内に 有する企業を買収する際の、業務範囲規制 の適用猶予	対応不可	Δ	1 8

提案事項	所管省庁回答	区分(案)	別添の該当 番号
銀行本体によるスタートアップ等株式に係 る売買の媒介・勧誘行為の解禁	(要望事項①) その他 (要望事項②) その他	0	19
株式投資型クラウドファンディングに係る 規制の見直し	(要望事項①) 検討を予定 (要望事項②) 対応	©	2 0
6. 行政による法人の実質的支配者情報の 把握	その他	©	2 1
17. 出資先企業に対する銀行グループの関 与方法の柔軟化	その他	Δ	2 2
3D プリンタ住宅に対応した建築基準法の 改正	対応	0	2 3
28. 地方自治体等に対する指定金融機関等 の担保提供義務の廃止または緩和	(1)対応不可 (2)検討を予定	Δ	2 4

提案事項	所管省庁回答	区分(案)	別添の該当 番号
電子決済手段による払込が現物出資にあた らないことの明確化	対応不可	Δ	2 5
信託契約代理店の登録事項変更に係る届出 期限の延長または撤廃	検討を予定	Δ	2 6
自己信託の登録事項変更に係る届出期限の 延長または撤廃	検討を予定	Δ	2 7
「マッチング拠出」における加入者掛金の 上限規制の緩和	検討を予定	Δ	2 8
「実質的支配者リスト制度」の制度拡充等	その他	Δ	2 9

# (注)

0	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
0	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
Δ	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案事項	景品表示法における景品上限規制の改正
具体的内容	不当景品類及び不当表示防止法に定められる、総付け・来店誘因の景品上限 200 円(税込)を
<b>具体的内容</b>	300円(税込)にしていただきたい。
提案理由	昨今の物価上昇に伴い、商品価格の相次ぐ値上がりが続いており、現行の景品法において 1,000
	円未満の取引価格にて提供できる景品の最高額は 200 円(税込)とされているが、物価上昇に伴
	い 200 円以下の価格帯の商品には限りがある状況である。事業者、消費者の双方にとって有益
	性が得られにくいため、景品最高額を引き上げていただきたい。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	消費者庁
	不当景品類及び不当表示防止法(以下、「景品表示法」という。)における景品類の	最高額、総額
	等の規制は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な	選択を確保す
	るために必要なものとして定められています。	
	このうち、懸賞によらず、商品・サービスを利用したり、来店したりした人にもれなく気	骨品類を提供す
制度の現状	る、いわゆる「総付景品」の限度額は、景品表示法第4条に基づき定められた「一般	は消費者に対す
利度の現仏	る景品類の提供に関する事項の制限」において、「景品類の提供に係る取引の価格	頁の十分の二
	の金額(当該金額が二百円未満の場合にあつては、二百円)の範囲内であつて、1	常な商習慣に
	照らして適当と認められる限度を超えてはならない。」と規定されています。	
	また、その運用基準についても「「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項	の制限」の運
	用基準について」として定められています。	
該当法令等	·景品表示法第4条	
	・一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限	
対応の分類	検討を予定	
	消費者が景品に惑わされて質のよくないものや割高なものを買わされてしまうことに	は、消費者にと
	って不利益になります。また、景品による競争がエスカレートすると、事業者は商品	・サービスの内
	容での競争に力を入れなくなり、これがまた消費者の不利益につながっていくという	悪循環を生む
	おそれがあります。	
対応の概要	景品表示法における景品類の最高額、総額等の規制は、このような不当な顧客の	誘引を防止し、
	一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保することを目的として定められて	います。
	具体的な景品類の制限額については、このような法目的の下、社会情勢の変化も過	営まえつつ見 かんしゅう
	直しに向けた検討が行われるべきものと考えており、引き続き、物価を含む社会情態	勢の変化を注
	視してまいりたいと考えています。	

提案事項	No.3 役職員の株式保有に関する規律の見直し①
具体的内容	株式報酬としての1億円以上の株式の発行であっても、例えば時価総額に比して発行価額が
	僅少である場合や、事業報告で開示された取締役の報酬の決定方針に定められた範囲内で
	行われる場合等、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微である場合には、インサイダー取
	引規制上の重要事実に該当しないこととすべきである。
提案理由	近年、スタートアップを含む各企業において、株式報酬や持株会等、役職員に株式を保有させ
	ることによりその勤労意欲を向上させ、社内人材の活躍につなげる取り組みが進められてい
	る。しかし、金融商品取引法等の一部の規定がそのような取り組みの拡大を妨げているた
	め、以下の通りに見直すべきである。なお、いずれの要望についても、2022 年度に「検討を予
	定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。
	① 株式報酬の交付に係るインサイダー取引規制の適用除外
	上場会社等が株式報酬として1億円以上の株式の交付を行う場合、当該交付がインサイダー
	取引規制上の重要事実に該当する。そのため、当該重要事実の公表前においては、自己株
	式取得や自己株式の処分等のコーポレートアクションに支障が生じうる。
	(要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資す
	<b>వ</b> .
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	新株発行・自己株式処分の決定は重要事実とされておりますが、払込金額の	総額が 1 億円
	未満であると見込まれる場合は軽微基準を満たします。	
該当法令等	金融商品取引法第 166 条第2項第1号イ、有価証券の取引等の規制に関する	6内閣府令第 49
	条第1項第1号イ	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	株式報酬の額の決定後その公表までの間、株式報酬としての新株発行・自	自己株式処分の
	決定の事実という未公表の重要事実を保有することになり、株式報酬と並行	して自己株式取
	得や自己株式処分を行うことができないという実務上の支障については「公表	」の解釈の明確
	化により対応することを検討しております。	

提案事項	No.3 役職員の株式保有に関する規律の見直し②
具体的内容	株式報酬として株式を交付する際に行われる自己株式の処分については、インサイダー取引
	規制上の「売買等」から除外すべきである。
提案理由	近年、スタートアップを含む各企業において、株式報酬や持株会等、役職員に株式を保有させ
	ることによりその勤労意欲を向上させ、社内人材の活躍につなげる取り組みが進められてい
	る。しかし、金融商品取引法等の一部の規定がそのような取り組みの拡大を妨げているた
	め、以下の通りに見直すべきである。なお、いずれの要望についても、2022 年度に「検討を予
	定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。
	② 自己株式の処分による株式報酬におけるインサイダー取引規制の適用除外
	自己株式の処分はインサイダー取引規制における「売買等」に該当するため、上場会社等が
	役員・従業員に報酬として株式を交付する場合や、株式交付信託の受託者に株式を交付する
	場合において、当該会社の役員等が公表前の重要事実を知っているときは、株式報酬として
	の自己株式の処分がインサイダー取引に該当してしまうこととなり、株式の交付が困難とな
	<b>వ</b> .
	しかしながら、インサイダー取引規制の趣旨は、証券市場の公正性と健全性に対する投資者
	の信頼を保護する点にあるところ、株式報酬の支給のために自己株式の処分を行う場合に
	は、会社法に基づく決議を適正に経て行う限り(役員報酬制度は、取締役会の決定に基づき
	事業報告で開示された報酬の決定方針に定められた範囲内で行われる)、投資者の信頼を
	害する危険性は小さい。また、株式の割当てに際しては会社法の手続の他、金融商品取引法
	上の開示や取引所への適時開示が行われていることからも同様に危険性は小さいものと考
	えられる。
	さらに、2017年7月に施行された、株式報酬制度の株式報酬等の柔軟な活用を可能とするた
	めの開示府令・取引規制府令の改正にて、インセンティブ報酬を阻害しないようにするという
	観点から、インサイダー取引の未然防止のための法規制である役員等の売買報告書の提出
	制度等の対象から、役務の提供の対価として生ずる債権の給付と引換えに株式の交付を受
	ける場合について、ストック・オプションと同様に除外されたこととも整合的と考える。
	(要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資す
	<b>ర</b> ం
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	株式報酬としての自己株式処分は、職務執行の対価として交付されるため、	インサイダー取
	引規制の対象となる「売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け」に該当する	とも考えられま

	す。
該当法令等	金融商品取引法第 166 条第1項
対応の分類	検討を予定
対応の概要	2022 年度よりご要望いただいておりました「株式報酬として譲渡制限付株式を交付する際に
	行われる自己株式の処分」につきましては、一定の場合にはインサイダー取引規制に違反し
	ない旨の解釈の明確化により対応することを検討しております。

提案事項	No.3 役職員の株式保有に関する規律の見直し③
具体的内容	持株会による株式の買付けがインサイダー取引規制の適用を受けない拠出金額の上限を、
	現状の 1 回当たり 100 万円未満から引き上げるべきである。
提案理由	近年、スタートアップを含む各企業において、株式報酬や持株会等、役職員に株式を保有させ
	ることによりその勤労意欲を向上させ、社内人材の活躍につなげる取り組みが進められてい
	る。しかし、金融商品取引法等の一部の規定がそのような取り組みの拡大を妨げているた
	め、以下の通りに見直すべきである。なお、いずれの要望についても、2022 年度に「検討を予
	定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。
	③ 持株会による買付けの上限額の引上げ
	持株会による株式の買付けがインサイダー取引規制の適用を受けないようにするためには、
	各役員・従業員の 1 回当たりの拠出金額が 100 万円未満でなければならない。しかし、当該
	規定の制定時に比べ、株式投資による資産形成の重要性が高まっていることから、持株会を
	通じて、インサイダー規制の対象とならない自社株式の取得を、1 回 100 万円以上行いたいと
	いうニーズが高まっている。
	(要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資す
	<b>శ</b> ం
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会
	所管省庁
制度の現状	役員·従業員持株会、拡大従業員持株会、取引先持株会による上場会社等の株式の買付け 
	は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(1回当たりの
	拠出金額が 100 万円に満たない場合に限ります。)、インサイダー取引規制の適用除外とされ
	ます。
該当法令等	金融商品取引法 166 条 6 項 12 号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 59 条 1項4
	号から8号まで
対応の分類	検討を予定
対応の概要	持株会の要件を満たす1回当たりの拠出金額の上限額につきましては、100 万円未満から
	の引き上げの検討を行う予定です。
L	1

提案事項	No.3 役職員の株式保有に関する規律の見直し④
具体的内容	拡大従業員持株会の会員の範囲に、実施会社の被支配会社の従業員も含めることができるよ
	うにすべきである。
提案理由	近年、スタートアップを含む各企業において、株式報酬や持株会等、役職員に株式を保有させ
	ることによりその勤労意欲を向上させ、社内人材の活躍につなげる取り組みが進められている。
	しかし、金融商品取引法等の一部の規定がそのような取り組みの拡大を妨げているため、以下
	の通りに見直すべきである。なお、いずれの要望についても、2022 年度に「検討を予定」との回
	答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。
	④ 拡大従業員持株会の会員範囲の拡大
	現行法上、上場会社又はその被支配会社の従業員が当該上場会社の株式の取得を目的とす
	る通常の従業員持株会だけでなく、非上場会社の従業員が、当該非上場会社と密接な関係を
	有する上場会社の株式の取得を目的とする持株会(拡大従業員持株会)も認められている。し
	かし、通常の従業員持株会と異なり、拡大従業員持株会の会員の範囲は実施会社(非上場会
	社)の従業員に限られており、その被支配会社の従業員は会員となることができない。そのた
	め、例えば実施会社が分社型会社分割を行う場合や他の実施会社が実施会社の子会社となる
	場合等には、一部の従業員が持株会の会員資格を喪失してしまうこととなり、これが拡大従業
	員持株会の利用拡大の妨げとなっている。
	(要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	拡大従業員持株会の範囲は上場会社等の関係会社の従業員に限定されており、上場会社等	
	の関係会社の被支配会社の従業員は含まれておりません。	
該当法令等	金融商品取引法第 166 条第6項第 12 号、有価証券の取引等の規制に関する	内閣府令第59条
	第1項第6号·第7号·第3項	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	持株会の範囲につきましては以下のとおり拡大することの検討を行う予定で	す。
	・拡大持株会の範囲を発行会社がその財務・事業の方針決定に重要な影響を	与えることができ
	る(影響力基準)会社の従業員にまで拡大	
	・拡大持株会の範囲を役員にまで拡大	
	・(資産運用会社・特定関係法人)役員持投資口会・従業員持投資口会の範囲	囲を特定関係法人
	の子会社(支配力基準)の役員・従業員にまで拡大	

提案事項	No.3 役職員の株式保有に関する規律の見直し⑤
具体的内容	持株会を通じた株式の売却について、少なくともその単位数が僅少である場合には、主要株
	主等売買報告書の提出を免除すべきである。
提案理由	近年、スタートアップを含む各企業において、株式報酬や持株会等、役職員に株式を保有させ
	ることによりその勤労意欲を向上させ、社内人材の活躍につなげる取り組みが進められてい
	る。しかし、金融商品取引法等の一部の規定がそのような取り組みの拡大を妨げているた
	め、以下の通りに見直すべきである。なお、いずれの要望についても、2022 年度に「検討を予
	定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。
	⑤ 持株会による株式の売付けに関する売買報告書提出の免除
	上場会社等の主要株主が当該上場会社等の株式の売買を行った場合、原則として売買報告
	書を国に提出する必要がある。例外として、持株会による買付けに関しては報告書の提出を
	免除される一方で、売付けについては提出を免除されないため、持株会の管理者に負担が生
	じている。しかし、従業員等が持株会を退会する際に持株会名義で売買単位未満の株式の売
	却をするにあたり、その合計が売買単位に達した場合であっても、その単位数は通常僅少で
	あるため、報告書を提出する意義は乏しい。
	(要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資す
	<b>వ</b> .
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	役員・従業員持株会、拡大従業員持株会、取引先持株会による上場会社等の株式の買付け	
	は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場	合(各役員•従業
	員等の 1 回当たりの拠出金額が 100 万円に満たない場合に限ります。)、売	買報告書が免除
	されますが、売付けは、単元未満株式の売却を除き、売買報告書が免除される	ません。
該当法令等	金融商品取引法第 165 条の 2、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	40 条 4 項2号
	から6号まで	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	役員・従業員の退会時に持株会において、それぞれの売買単位相当に満	たない持分につ
	いて、持株会においてそれらの持分をまとめて売却して現金で精算する場合	、その持株会の
	規模によっては、退会者の人数も多くなり、売却単位数も僅少とはいえない場	<b>合があり得ると</b>
	ころ、売買単位以上の株式の売却については取引所を通じた売買が可能で	あり、また、買付
	けとは異なり、売付けには一定の裁量が生じることを踏まえると、売買報告書	を提出させる意

義が乏しいとはいえないものと考えられます。その上、売買報告書の提出義務の対象となる 場合であっても個々の持株会自体の事務手続の負担も著しいものとは考えられず、その緩和 の必要性も現時点では高いとはいえないものと考えられます。

提案事項	No.4 株式報酬の活用促進に向けた有価証券届出書の開示規制の緩和①
具体的内容	ストック・オプションの発行と同様に、譲渡制限付株式の発行においても、「通算規定」の適用
	を除外すべきである。
提案理由	新株発行や自己株式処分(以下、新株発行等)における有価証券届出書の開示規制は、有
	価証券の発行者が、事業内容、財務内容、有価証券の発行条件等を投資家に開示する、重
	要な制度である。一方で、有価証券届出書の開示規制は、株式報酬制度導入の阻害要因と
	なっている。投資家保護の法目的を損ねない範囲で、以下の通り、株式報酬の活用促進に向
	けた有価証券届出書の開示規制を緩和すべきである。なお、いずれの要望についても、2022
	年度に「検討を予定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。
	① 譲渡制限付株式報酬の募集に係る通算規定の適用除外
	譲渡制限付株式報酬を発行した場合、「提出不要の特例」を満たさない場合で、発行額が1億
	円以上の場合には、有価証券届出書の提出が必要になる。ここで、株式報酬の額が 1 億円
	未満の場合でも、割当決議から遡って 1 年以内に払込期日が到来した募集・売出しがあった
	場合で、当該募集・売出し行為に関して有価証券届出書を提出していないものがある場合に
	は、その金額も通算して 1 億円以上となれば、有価証券届出書の提出が求められる(通算規
	定)。
	こうしたことから、例えば、5,000 万円~1 億円未満の株式報酬を付与する会社には、「通算規
	定」が適用され、年度により提出書類が異なることになる(例えば、1年目は有価証券通知書、
	2 年目は有価証券届出書を提出)。
	単年度において 1 億円未満の金額の譲渡制限付株式を発行するという実態が変わらないに
	も関わらず、年度毎に提出書類が異なるのは、手続が煩雑であり、実務上の負荷が大きい。
	(要望実現により)譲渡制限付株式報酬制度の安定的な運用が可能となり、その導入促進に
	寄与する。
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	発行価額又は売出価額の総額が1億円未満の有価証券の募集又は売出し	については、原
	則、有価証券届出書の提出は不要で、有価証券通知書の提出で足りるとされ	いています。 ただ
	し、1 億円未満の募集又は売出しを近接した期間の中で繰り返すことによる[	開示規制の潜脱
	を防止する趣旨から、当該有価証券の募集を開始する前1年以内に行われた	た同一の種類の
	有価証券の募集又は売出しの発行価額又は売出価額の総額を合算した金額	が1億円以上と
	なる場合には、有価証券届出書の提出が必要です(金額通算規定)。	
	なお、金融商品取引法施行令第 2 条の12の要件を満たす株券、新株予約	権証券について

	は、その合算対象から除外されています。
該当法令等	金融商品取引法第4条第1項第1号・第5号、第6項、企業内容等の開示に関する内閣府令
	第2条第5項第2号
対応の分類	対応
対応の概要	株式報酬として交付される株式が譲渡制限付である場合については、有価証券届出書の提
	出を不要とし、臨時報告書の提出で足りるとする特例が設けられております(金融商品取引法
	施行令第2条の12第1号)。この特例を利用するには株式が譲渡制限付である必要があると
	ころ、社内規定等において、取締役の死亡等の予期せぬ事由が生じた際に譲渡制限を解除
	する旨を定めている場合であっても、当該特例を利用できることを明確化するため、企業内容
	等開示ガイドラインを改正し、2023 年 12 月中に適用を開始する予定です。
	当該ガイドライン改正により上記特例の対象がより明確化され、特例が使いやすくなると考
	えられ、この結果、特例を利用すれば左記の金額通算が不要となります。
	なお、譲渡制限付株式を報酬として付与する場合で、上記特例の要件を満たさないときにつ
	いても、左記の金額通算規定の適用除外とするか否かについては、1億円未満の募集又は
	売出しを近接した期間の中で繰り返すことによる開示規制の潜脱を防止するという左記の通
	算規定の趣旨や上記のガイドライン改正後の実務を踏まえ、慎重に検討する必要があると考
	えられます。

# 提案事項 No.4 株式報酬の活用促進に向けた有価証券届出書の開示規制の緩和② 具体的内容 以下の通り、RSUの導入円滑化に向け、新株発行・自己株式処分時等における、有価証券届 出書の開示規制を緩和すべきである。 【RSU の類型 1:権利確定に合わせて新株発行等を行う場合】 RSU においては発行する株式が譲渡制限付株式ではないことが一般的であり、その場合、発 行価額が 1 億円以上となる場合には有価証券届出書の提出が求められる。取締役等が一定 期間経過後に株式を取得できる仕組みであるストック・オプションの発行において有価証券届 出書の提出を免除する規定の趣旨を踏まえ、RSU についても、同様の規定を創設すべきであ る。 【RSU の類型 2: 信託銀行が企業から株式を取得する場合】 企業から金銭を信託された信託銀行が契約に基づいて当該企業の新株発行等を引き受けて 株式の取得を行い、その後、権利確定時に在籍している取締役等の対象者に株式を交付す る場合、その新株発行等の相手方が取締役等ではなく信託銀行となるため、発行価額が1億 円以上となる場合には、有価証券届出書の提出が求められる。信託を活用した RSU の仕組 みであるものの、信託は導管に過ぎず、取締役等が一定期間経過後に株式を取得できる仕 組みであることは変わらないことから、この場合も、ストック・オプションと同様に、有価証券届 出書の提出を免除する規定を設けるべきである。 また、RSU のみならず、信託を活用した株式報酬スキームにより新株発行等を行う場合に、イ ンセンティブ報酬の効果があれば、幅広く有価証券届出書の提出を免除する規定を設けるこ とを検討すべきである。 提案理由 新株発行や自己株式処分(以下、新株発行等)における有価証券届出書の開示規制は、有 価証券の発行者が、事業内容、財務内容、有価証券の発行条件等を投資家に開示する、重 要な制度である。一方で、有価証券届出書の開示規制は、株式報酬制度導入の阻害要因と なっている。投資家保護の法目的を損ねない範囲で、以下の通り、株式報酬の活用促進に向 けた有価証券届出書の開示規制を緩和すべきである。なお、いずれの要望についても、2022 年度に「検討を予定」との回答を得ており、政府において検討を加速することを期待する。 ② RSU を活用する場合等の有価証券届出書の提出免除 RSU(譲渡制限株式ユニット)は、一定の在籍期間後に株式を交付される権利であり、権利確 定時に株式が対象者に交付(移転)されるもので、米国の IT 企業等で導入が進んでいる。 RSU は、ストック・オプションのように株価と権利行使価額との差額ではなく、株価の全額を付 与対象者が享受できるため、企業価値向上に向けたインセンティブ効果、社員のリテンション

効果が高い。また、RS(譲渡制限付株式)と比べると、権利確定前に対象者に対して株式を交

	付(移転)する必要が無く、権利が確定しなかった退職者等から株式を取り戻す必要がないと
	いった利点もあり、日本においても導入のニーズが高まっている。
	(要望実現により)企業における株式報酬の利用が広がり、人の活躍促進に資するとともに、
	国内外の優秀な人材の採用競争力強化につながる。
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	RSU(譲渡制限付株式ユニット)、PSU(業績連動型株式ユニット)、株式交付	信託といった事
	後交付型株式報酬については、情報開示のタイミングや開示書類に差異がみ	られます。
該当法令等	金融商品取引法第4条第1項第1号、金融商品取引法施行令第2条の12	2、会社法第 236
	条第1項第6号	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	左記の現状を踏まえ、金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」におい	ハて議論が行わ
	れているところであり、今後、事後交付型株式報酬の開示規制を明確化し、ス	ストック・オプショ
	ン及び譲渡制限付株式と同様、有価証券届出書の提出に代えて臨時報告書	の提出を認める
	特例を設けることを検討します。	
	なお、上記特例の検討に当たっては、産業界を含めた関係者にも意見聴取	を行いつつ、実
	務上の論点についても検討します。	

提案事項	No.29 保険証券の電子化
具体的内容	保険法を改正し、保険証券の電子交付についても原則可能とするよう位置付けるべきであ
	る。政府においては、デジタル臨時行政調査会を中心に、行政手続のデジタル完結を推進し
	ている。こうした任意規定についても、書面原則の見直しを行うべきである。
提案理由	保険法においては、損害保険契約(第 6 条)、生命保険契約(第 40 条)、傷害疾病定額保険
	契約(第 69 条)について、「契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、(中略)書面
	を交付しなければならない」旨を定めている。
	これは任意規定であり、保険会社は契約者と事前に合意することで、電子的な契約書を交付
	することが可能となっているものの、書面交付については事前合意が不要であり、書面が原
	則、デジタルが例外という扱いになっている。保険会社・契約者とも、電子化するための追加
	手続が必要であり、電子交付の阻害要因となっている。
	(要望実現により)印刷・郵送等の業務コストの削減、契約者の保管の円滑化、紛失対応の削
	減に貢献する。一例では、保険証券の書面交付は、約 400 万件/社(個人向け主力商品)で
	契約全体の8割に及び、制度改革により電子化比率の向上が期待できる。
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	法務省
制度の現状	保険法において、保険者は、損害保険契約、生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約のそ	
	れぞれについて、契約を締結したときは、保険契約者に対して、遅滞なく、保障	険契約の内容に
	係る一定の事項を記した書面を交付しなければならないとされています。	
	保険法上、当該規定は任意規定と解されており、契約当事者の合意に基づき	、書面の交付や
	記載事項を省略したり、書面に代えて電子メール等の電磁的方法によって扱	是供することも可
	能と解されています。	
	なお、電磁的方法によって提供する場合には、保険契約者の電子メールアド	レス等を確認す
	ることなどが必要であると考えられるところ、合意の方式には限定がないため	、その際に電磁
	的方法によることの合意を形成することも可能です。	
該当法令等	保険法第6条、第40条、第69条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	御指摘のとおり、保険法上の契約締結時の書面交付義務は、任意規定とされているため、制	
	度上、契約当事者との合意によって、柔軟な対応が可能とされております。	
	他方、損害保険契約、生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約に係る保	険契約者には、
	様々な方がいることが想定されるところであり、その中にはインターネット等に	精通していない
	方も少なくないと考えられるため、保険者が保険契約者の同意を得ることなく	、電磁的方法を

用いることができることとすることには、慎重であるべきと思料いたします。

	田 <b>7.1</b> 0
提案事項	No.47 株式報酬における無償交付の従業員等への拡大
具体的内容	右記の課題を解決するため、上場会社の取締役・執行役のみならず、上場会社の従業員およ
	び子会社の役職員に対しても、株式の無償交付を認めるべきである。
提案理由	2019年会社法改正では、上場会社の取締役・執行役に対して、報酬としての株式の無償交付
	(金銭の払込み等を要しないこと)が認められた。しかし、上場会社の従業員および子会社の
	役職員(取締役・執行役および従業員)に対しては、株式の無償交付が認められていない。
	上場会社の従業員に対して株式の無償交付ができないため、会社が対象者に対して金銭債
	権を付与したのち、当該債権の払込みと引き換えに株式を交付するという現物出資形式が採
	用されている。しかし、現物出資形式では、株式交付の対象者が具体的な内容を理解しにくい
	という問題点がある。
	子会社の役職員への株式報酬については、子会社が役職員に付与する金銭債権に対して、
	親会社が子会社の債務を併存的に引き受け子会社と連帯して履行する契約を締結している。
	この契約に基づき、親会社は金銭債権と引き換えに子会社の役職員に株式を交付した後、子
	会社ごとに金銭債務額を求償する必要があり、運用が煩雑である。
	また、国際会計基準(IFRS)を適用している上場会社で、上場会社の従業員および子会社の
	役職員に RSU(譲渡制限付株式ユニット)を付与する場合、権利付与と株式交付の時点が異
	なるため、上場会社が費用計上すべき金額および子会社に請求すべき金額(株式を受け取る
	権利が確定したときの株価)と、連結会計において IFRS に従い計上すべき金額(当該権利を
	付与したときの公正価値)に差異が生じる。
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	法務省
制度の現状	令和元年会社法改正により、上場会社は、取締役(指名委員会等設置会社の場合は、取締	
	役又は執行役)の報酬等として株式の発行又は自己株式の処分をするときは	、募集株式と引
	換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しないこととされま	した(会社法第
	202条の2第1項第1号)。	
	他方で、取締役でない従業員、子会社の役職員については、取締役と同様の	)規律を設けるこ
	ととはされませんでしたが、現行法の下でも、会社が対象者に対して募集株式	と引換えにする
	払込みに充てるための金銭を付与した上で、当該金銭債権を現物出資財産と	として給付させる
	ことにより、対象者に対して募集株式の交付を実現することは可能です。	
該当法令等	会社法第 199 条第 1 項第 2 号~第 4 号	
	会社法第 202 条の 2 第 1 項第 1 号	

対応の分類	対応不可	
対応の概要	令和元年会社法改正においては、取締役に対してより円滑に報酬等として株式を付与するこ	
	とができるようにすべきであるという強い要請が認められたこと、取締役の報酬等として付与さ	
	れる株式の数の上限等は定款又は株主総会の決議によって定めることとされ(会社法第 361	
	条第 1 項第 3 号)、既存の株主の保護も図られることなどを踏まえて、上場会社の取締役の	
	報酬等として株式を付与する場合に限り、金銭の払込みを要しないこととされました。	
	この点、取締役でない従業員、子会社の役職員については、上記の取締役の場合とは事情	
	が異なるため、既存の株主の保護の在り方が問題となりますし、子会社の役職員に親会社株	
	式を付与することは子会社の少数株主の利益を害する不適切なインセンティブにならないか	
	といったガバナンス上の問題などもあると認識しております。	
	そのため、御指摘の上場会社の従業員及び子会社の役職員に対する株式の無償交付につ	
	いては、慎重な検討が必要なものと思料します。	

番号:11

提案事項	No.48 RSU の権利確定時における開示書類の提出の不要化等
具体的内容	米国の Form S-8 にならい、RSU の付与時に株式の発行または処分に必要な届出を行うこと
	で、権利確定時の届出を不要とする新たな開示様式の創設等をすべきである。
提案理由	RSU(譲渡制限付株式ユニット)は、一定の在籍期間後に株式を交付される権利である。
	RSU の付与がインサイダー取引規制における重要事実に該当しうるため、コーポレートアクシ
	ョンに影響が出ないように、発行登録制度を利用して、事前に RSU の付与について開示して
	いる企業がある。その場合、RSU 付与時における発行登録書提出と、RSU の権利確定時(株
	式交付時)における追補書類提出の2度にわたり、開示を実施する必要性が生じている。
	(要望実現により)企業における RSU の利用が広がり、人の活躍促進に資するとともに、国内
	外の優秀な人材の採用競争力強化につながる。
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	RSU(譲渡制限付株式ユニット)、PSU(業績連動型株式ユニット)、株式交付	信託といった事
	後交付型株式報酬については、情報開示のタイミングや開示書類に差異がみ	られます。
該当法令等	金融商品取引法第4条第1項第1号、金融商品取引法施行令第2条の12	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	左記の現状を踏まえ、金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」にお	いて議論が行わ
	れているところであり、今後、事後交付型株式報酬の開示規制を明確化し、ス	ストック・オプショ
	ン及び 譲渡制限付株式と同様、有価証券届出書の提出に代えて臨時報告	書の提出を認め
	る特例を設けることを検討します。	
	なお、上記特例の検討に当たっては、産業界を含めた関係者にも意見聴取	を行いつつ、実
	務上の論点についても検討します。	

	·
提案事項	No.62 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤の包括的な劇物指定の見直し
具体的内容	人体への毒性が懸念されない化合物も含めた包括的な劇物指定ではなく、毒性の確認され
	た、または毒性を有する科学的根拠のある有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のみを
	劇物指定すべきである。
提案理由	毒物及び劇物指定令第2条第32号において、「有機シアン化合物及びこれを含有する製剤」
	は、試験等により毒性が否定された一部の化合物及び製剤を除き、劇物相当の毒性が懸念
	されない化合物も含めて包括的に劇物指定されている。
	有機シアン化合物はユニークな薬理特性を有するものが多く、これまで 2 型糖尿病治療薬ビ
	ルダグリプチンなど 90 以上の化合物が医薬品として使用されている。他にも、化粧品や殺虫
	剤に活用されるなど、医薬品及び化学製品などの研究開発に極めて有用であるが、劇物指
	定により劇物相当の毒性が懸念されない化合物についても、必要な管理が格段に増えること
	で、利活用が著しく妨げられている。具体的には、盗難紛失・漏洩流出防止のための厳格な
	保管体制の構築、輸送・譲渡時に求められる業登録や表示通知義務への対応、輸入通関に
	要する手続等が挙げられる。
	このようなことが原因となり、わが国では合成化学的及び薬理学的に魅力のある有機シアン
	化合物であっても、研究開発利用の忌避が発生しており、創薬研究に十分に活用できていな
	い状況である。例えば、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)の産学協同スクリ
	ーニングコンソーシアム(DISC)事業は、参加企業が保有する化合物を提供し合ってライブラリ
	一を構築することにより、より多様な化合物の中から医薬品の候補化合物を効率的に見出す
	ことを目的としたものであるが、その化合物ライブラリーから劇物である有機シアン化合物は
	除外されている。こういった利用の忌避による創薬機会の喪失は企業内でも起きており、海外
	メーカーとの競争における足かせとなっている。
	   から終了までに数か月から年単位の期間を要する。また、製薬企業においては、数千種以上
	の有機シアン化合物を保有しており、個々の化合物について指定解除を申請することは現実
	りではない。
	   (要望実現により)新薬の候補となりうる有機シアン化合物の特定や製品化にかかる期間が短
	縮されることで、日本の創薬力・化学力が向上し、国民の健康及び産業力の向上に資すると
	考えられる。
提案主体	│ │一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)では、保健衛生上の危害の防止のため、	
	主として急性毒性の観点から物質を毒物又は劇物に指定し、主に流通規制	を行っておりま
	す。そして昭和 41 年から「有機シアン化合物」を包括的に劇物に指定していま	す。
	具体的な流通規制としては、同法において、毒物及び劇物を販売又は授与	の目的で製造、
	輸入又は販売する事業者(毒物劇物営業者)は、事前に製造業の登録を管軸	害の都道府県知
	事に行う必要があります(同法第4条)。また、毒物劇物営業者に毒物及び劇	物の盗難・紛失
	を防止すること(同法第 11 条)や毒物又は劇物の容器及び被包に「毒物」又(	は「劇物」の表示
	すること(同法第 12 条)、譲渡時に記録を取ること(同法第 14 条)等を義務づ	けています。
	加えて、毒物及び劇物の除外については、原則として事業者が、化学物質	ごとに急性毒性
	等の毒性評価結果等を除外申請の資料として国に提出いただき、薬事・食品	品衛生審議会の
	専門家による審議を経て、除外手続きを実施しています。なお、医薬品及び	医薬部外品につ
	いては、毒物及び劇物取締法上の毒物又は劇物に該当しません。	
該当法令等	毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)	
	毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号)	
	毒物及び劇物指定令(昭和 40 年政令第2号)	
	毒物及び劇物取締法施行規則(昭和 26 年厚生省令第4号)	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	有機シアン化合物の中にはアクリロニトリルやアミグダリンなどが含まれて	おり、これらは加
	熱や体内酵素等により分解することでシアン化水素を発生させ、人への毒性	きを有することが
	知られています。この特性は既知の化学物質に限られたものではなく、新規	に合成された有
	機シアン化合物についても有している可能性があるものです。	
	そのため、急性毒性等の毒性評価結果等を経ることなく、毒性が既知のもの	Oを除く有機シア
	ン化合物をすべて劇物から除外することは、盗難・紛失防止措置や表示がな	くなることにより
	当該化学物質が適切に取り扱われずに危害発生のおそれがあることや、譲渡	度時の記録が不
	要になることにより、事故の発生時に当該化学物質の追跡が困難となりうるこ	ことから、対応は
	困難です。	
	引き続き、急性毒性等の毒性評価結果等を踏まえて、薬事・食品衛生審議	会での審議を経
	て、個別物質ごとに劇物からの除外の妥当性を判断してまいります。	

提案事項	クリーニング業法改正による個人間洗濯代行サービスの合法化
具体的内容	クリーニング業法の第三条における「営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗
	たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。」という規定を改正し、アプリを通じた個人間
	の洗濯代行サービスを合法とする提案です。具体的には、ユーザーと一般の人々をマッチン
	グし、一般の人々がコインランドリーや自宅で洗濯を行い、それをユーザーに返すという「洗濯
	代行の Uber」とでも言うべき、新しいビジネスモデルを可能とします。また、サービスの質を保
	証するため、双方向のレビューおよび評価システムを用意し、一定の基準をクリアした個人の
	みがサービス提供を行えるように仕組みを作ります。
提案理由	近年、海外で増えている「洗濯代行の Uber」型ビジネスは、アプリを利用して個人同士をマッ
	チングし、洗濯代行サービスを提供しています。例えば https://www.laundryheap.com/ や
	https://poplin.co/ は、12 カ国以上でサービスを展開しており、新しい事業モデルとして成功
	を収めています。しかし、日本における現行のクリーニング業法は、このような新しいビジネス
	モデルの導入を阻害しており、イノベーションの阻害となっています。
	提案が実現した場合、次のような経済的及び社会的な効果が期待できます: 
	雇用の創出:個人が洗濯代行サービスを提供することで、新しい雇用が生まれ、雇用機会が
	広がります。
	新しい市場の形成:これまで存在しなかった新しい市場が形成され、経済の活性化に寄与し
	ます。
	時間の有効活用:忙しいビジネスパーソンや家事に追われる家庭など、時間が限られている
	ユーザーが洗濯の手間を省き、もっと創造的な活動やリフレッシュなどに時間を使うことがで
	きます。
	コストの削減:ユーザーがコインランドリーを利用する際の移動コストや時間コストが節約でき
	ます
	以上から、クリーニング業法の改正は、経済の活性化、新しい市場の形成、そして多くの人々
	にとっての新しいビジネスチャンスや利便性の向上をもたらします。
提案主体	合同会社メモリーリーク

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	   ○クリーニング業法(昭和 25 年法律第 207 号。以下「法」という。)第2条第2:	<u> </u> 項において、「営
1011200000	業者」とはクリーニング業を営む者(洗たくをしないで洗たく物の受取及び引	
	営業とする者を含む。)、同条第4項において、「クリーニング所」とは、洗たくり 	物の処理又は受
	取及び引渡しのための営業者の施設と定義しています。	

	<del>-</del>
	〇法第3条第1項において、営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の
	処理を行い、又は行わせてはならないとされており、法第5条第1項において、クリーニング所
	を開設しようとする者は、あらかじめ都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあって
	は、市長又は区長。)に届け出る必要があります。
	Oまた、法第4条において、営業者は、クリーニング所(洗たく物の受取及び引渡のみを行うも
	のを除く。)ごとに、1人以上のクリーニング師を置かなければならないとされています。
該当法令等	クリーニング業法第三条、第四条及び第五条
対応の分類	対応不可
対応の概要	クリーニング業は、人が着用する衣類等を取り扱う業であることから、クリーニング業法(昭和
	25 年法律第 207 号。以下「法」という。)は、公衆衛生等の見地から必要な指導等を行い、利
	用者の利益の擁護を図ること等を目的としています。
	法の目的を踏まえ、営業者は、法第3条に規定する衛生措置等を講じる必要があり、洗濯
	物の処理を適正に行うために必要な衛生措置等が講じられていることが確認できない場所で
	クリーニング業を営むことは、公衆衛生の観点から適切ではないと考えます。
	さらに、法第4条において、クリーニング所(洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除
	く。)ごとに、1人以上のクリーニング師を置かなければならないとされており、クリーニング師
	は、公衆衛生及び洗濯処理に感する専門知識等を有する者として、クリーニング所の衛生管
	理を行う上での実質的な責任者となるものであり、クリーニング師が置かれていない場所で洗
	濯物の処理を行うことについても、公衆衛生の観点から適切ではないと考えます。

	ш 3
提案事項	投資専門子会社によるベンチャービジネス会社等への出資に関して、出資先企業が銀行グ
	ループの子会社に該当しない旨の規定(銀行法・会計規則上)
具体的内容	〈提案の具体的内容〉
	・投資専門子会社によるベンチャービジネス会社等への出資に関して、出資先企業が銀行グ
	ループの子会社に該当しない旨の規定の新設又は解釈の明確化(銀行法・会計規則上)
	<提案理由>
	・既存の規則を適用した場合、投資先が連結子会社に該当する可能性もあるなかで、銀行グ
	ループとしては投資先企業の事業そのものによる成果を期待して投資するものでなく、あくま
	でも有期かつベンチャーキャピタル業務としての投資である。
提案理由	<提案理由の続き>
	・当該出資により 50%超を取得した場合、会計上は「連結財務諸表における子会社及び関連
	会社の範囲の決定に関する適用指針」(以下、「適用指針」)16(4)(以下、「VC 条項」)により
	子会社該当性を検討することになる。
	・なお、VC 条項②には、子会社該当性の基準として、「当該他の企業との間で、当該営業取
	引として行っている投資又は融資以外の取引がほとんどないこと」が規定されており、銀行グ
	ループは会計上も形式的に子会社と判定され得る。
	・また、適用指針 16 は、「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思
	決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合」の規定であるところ、人員
	派遣も論点となり得る。投資専門子会社が投資先に対して人員(代表取締役、業務執行取締
	役含む)を派遣するケースがあるなかで、投資専門子会社から行う人員派遣は、一部の監査
	法人より、「企業会計基準第22号連結財務諸表に関する会計基準」上の「他の企業の意思決
	定機関を支配している」状態と見なされ、会計上も子会社と判定されかねず、人員派遣を制約
	しなければならないケースが想定される。この結果、投資先へのガバナンスを効かせづらくな
	る可能性、投資専門子会社がスピード感を持った業務執行が困難となる可能性が生じ、将来
	の EXIT を見据えたハンズオンでの投資先の支援に制限がかかってしまうことに繋がる。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	我が国における連結の範囲に関しては、金融機関に限らず全業態において支配力基準が採	
	用され、「他の企業の意思決定機関を支配している企業」として連結財務諸表に関する会計	
	基準第 7 項に列挙されている他の企業は原則として「子会社」とされ、例外的に「他の企業の	
	意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業」について連結の範囲	
	から除外することが認められています。	
	企業会計基準適用指針第 22 号第 16 項では、この適用除外の類型について例示列挙され、	
	同項(4)において、いわゆる VC 条項と呼ばれる類型が示されているところ、当該規定の趣旨	
	は当該取引のために議決権を行使していても、投資先である他の企業と連結	ブループとみな
	されるような運営がなされておらず、他の企業の意思決定機関を支配する意	図はないと判断
	できるか否かという観点から要件が定められており、ご指摘の箇所についてもこのような趣旨	
	から一定の制限が付されているものと考えられます。	
	そして、実際の運用にあたっては、同条項を形式的に当てはめるのではなく、個々の案件の	
	実態に応じて当該条項の該当性について判断されているものと認識しています	<b>す</b> 。
該当法令等	なし	
	[参考:企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び	関連会社の範囲
	の決定に関する適用指針」第 16 項(4)他]	
対応の分類	その他	
対応の概要	左記「制度の現状」にも記載のとおり、本規制は金融機関だけでなく、全事業績	種共通の取扱い しょうしん かいかん かいかん かいかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん
	として、「他の企業の意思決定機関を支配」しているか否かを基準に連結の範	囲に含まれるか
	否かを判断することとされており、連結の範囲に含まれるか否かは投資家にと	っても重要な情
	報であるため、当該要件の見直し(緩和)については慎重に検討する必要があ	あると考えられま
	す。	
	また、当該条項の該当性については個々の案件において個別で判断されてし	いることから、一
	律に要件を定める(明確化する)ことについても慎重な検討が必要であると考え	えられます。
	なお、我が国においては、企業会計の基準は企業会計基準委員会(ASBJ)に	おいて定めるこ
	ととされています。	

提案事項	実質的支配者リスト制度の拡充
具体的内容	・(要望1)登録機関への登録の義務化
	・(要望2)実質的支配者情報へのアクセス権限の拡大
	・(要望3)手続きのオンライン化
	・(要望4)対象法人の拡大
提案理由	・(要望1)欧州諸国では登録機関への登録を法的に義務化している国もあり、義務化によっ
	て情報の拡充や本制度の利用向上といった効果が期待できると考えられるため。
	・(要望2)欧州諸国にはアクセス権限を制限していない国もあるところ、マネー・ローンダリン
	グ/テロ資金供与対策の重要性に鑑みれば、同対策の一端を担う金融機関が実質的支配者
	情報を積極的に利用できる環境を整備することが適当と考えられるため。
	・(要望3)実質的支配者情報の登録、写しの請求・受領はすべて書面で手続が行われている
	ところ、利用者法人の利便性向上および上記のアクセス権限の拡大と併せることで本制度の
	実効性向上に寄与するものと考えられるため。
	・(要望4)マネー・ローンダリング/テロ資金供与対策の遂行の観点からは現行制度の対象法
	人では充分とはいえず、犯罪収益移転防止法施行規則第 11 条第 2 項第 2~4 号に規定され
	る実質的支配者の類型も対象とすることが適当と考えられるため。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁	法務省
制度の現状	マネー・ローンダリング防止等の観点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高	
	めることについては、FATF による勧告がなされるなど、国内外からの要請が強まっているとこ	
	ろです。	
	この要請を受け、外部有識者による議論の結果を踏まえ、「実質的支配者リスト制度」を創設	
	し、令和4年1月からその運用を開始しています。	
	この制度は、FATFの第4次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府において策定・公	
	表した今後3年間の行動計画(「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行	<b>「動計画」</b> )
	にも盛り込んだものであり、我が国の法人の実質的支配者の透明性の向上に貢献	するものと
	考えております。	
該当法令等	商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則(令和3年法務	络省告示第
	187号)	
対応の分類	(要望1及び4)	
	その他	
	(要望2及び3)	
	検討を予定	

#### 対応の概要

#### (要望1及び4)

「実質的支配者リスト制度」が広く利用され、マネー・ローンダリング防止等の効果が十分発揮されるよう、まずは本制度の周知・広報に努めてまいります。

法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等については、本制度の運用 状況等も踏まえつつ、政府全体として検討すべき課題と認識しております。

なお、当省における本制度の周知・広報に加え、一部の金融機関においては、口座開設等の際に実質的支配者リストの提出を求めているものと承知しており、実質的支配者リストを求めることを各金融機関のホームページ等で明らかにしていただくことで、本制度の更なる利用促進につながるものと考えます。

#### (要望2及び3)

令和4年12月21日開催のデジタル臨時行政調査会において公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」において、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」について、「令和4年度中に設置される有識者からなる研究会(HP公表)での法的論点の整理を含めた検討を通じて、銀行等がオンラインで実質的支配者リストの写しを取得できる方法など利用者の利便性を向上させる」ものとされており、今後、同研究会における議論を踏まえて検討を進めていく予定です。

提案事項	事業者が銀行との API 連携を通じて口座番号をエンドユーザーに表示することについて、電
ILAT X	子決済等代行業の対象から除外
具体的内容	・口座番号を銀行法2条17項2号の「口座に係る情報」から除外して頂きたい
	・もしくは、銀行法 2 条 17 項では、1 号・2 号に該当する行為であっても「その他の利用者の保
	護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為」については電代
	業の対象から除外されているが、口座番号の API 連携については「利用者の保護に欠けるお
	それが少ない」と整理して頂きたい。
提案理由	・家計簿事業者や会計ソフト事業者による預金取引その他の銀行取引情報の利活用のみな
	らず、その他の銀行保有情報についても利活用のニーズは高い。
	・具体的には、属性情報や連絡先情報、本人確認情報を銀行から API 連携を受け、eKYC の
	方法により本人確認を完了させるとともに、銀行から取得した各種情報を入力補助に使う(プ
	レ入力)といったニーズがある。
	・このような入力補助への利用情報のラインナップとして、口座番号のニーズは強い。具体的
	には、取引の引落口座や事業者からの入金口座の欄に銀行から API 連携を受けた口座番号
	をプレ入力し、エンドユーザーの入力ミスによる口座番号相違に起因するトラブルを防止する
	といったニーズがある。
	・他方、口座番号は静的な情報であり一回取得すれば十分であることから、事業者に情報が
	蓄積する(流出時のリスクが大きくなる)ことは想定しがたい。
	・制度の現状を前提とする限り、このような口座番号の連携であっても電子決済等代行業の
	登録が必要ということになるが、口座番号は静的な口座の識別子であって、そのためにスクレ
	イピングを行うことは考え難く、性質としては属性情報に近いものであると思料する。
	・また、口座番号の API 連携ニーズがある場面は、事業者サービスに係る決済等のために利
	用者の口座番号が必要とされているケースであり、仮に API を使えない場合には事業者は利
	用者に口座番号の直接入力を求めるなど、API の利用有無に関わらず利用者の口座番号を
	取得することが想定され、口座番号情報の漏洩にかかる実質的なリスクは不変。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁	金融庁	
制度の現状			
	銀行法において、電子決済等代行業(預金者からの委託を受けて、IT技術を活用して、銀行		
	に決済指図を伝達し、又は銀行から口座に係る情報を取得し当該預金者に提供する営業)に		
	ついて、業規制(登録制)が整備されています。これは、		
	①決済に関する銀行システムに接続するため、業者のセキュリティ等に問題があった場合に		
	は、銀行システムの安全性を害するおそれがあること		
	②利用者の口座に係る情報、口座等の認証情報を預かるため、情報漏洩や認証情報を悪用		
	した不正送金等により、利用者が不利益を被るおそれがあること		
	といった理由により、オープン・イノベーションを推進しつつ利用者保護を確保する種	見点から整	
	備されたものです。		
該当法令等	銀行法第2条第 21 項第2号		
対応の分類	検討を予定		
対応の概要	口座番号は極めて重要な情報であり、それを「口座に係る情報」から除外するこ	とは、利用	
	者保護の観点から適当ではないと考えられます。		
	ただし、具体的なニーズ等を踏まえつつ、どのような行為類型であれば利用者の	保護に欠	
	けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令に規定することができるかど	うかについ	
	ては、引き続き検討致します。		

	H 3.17
提案事項	督促連絡先の見直し
具体的内容	・顧客の自発的な承諾等がなくとも、携帯電話への連絡を可能とする。
提案理由	・貸金業法上は、取立行為規制として「正当な理由がないのに、顧客の勤務先その他の居宅
	以外の場所に電話をかけてはならない」とされており、顧客が借入申込書へ居宅の固定電話
	番号と携帯電話番号を記載した場合は居宅への電話のみが認められている。
	・平成30年7月13日付「広く共有することが有効な相談事例(貸金業法関係)」において、「債
	務者等の自発的な承諾がある場合や債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にない場
	合等には、『正当な理由』に該当する可能性が高く、携帯電話への連絡も認められる余地はあ
	る」とされ、例外的な場面においては携帯電話への連絡が可能との考え方が示された。
	・貸金業者との取引を家族や勤務先に秘匿したいとの意向から、携帯電話への連絡を顧客が
	希望していても、督促承諾が得られていない場合、居宅固定電話の届出があれば、携帯電話
	への架電前に、固定電話へ架電する必要あり(結果、携帯番号を知っているにも関わらず固
	定電話に架けたころに対すると苦情が寄せられる場合も存在)。却って顧客の私生活及びプ
	ライバシー保護という法制定時の目的を満たせないと考えられる。
	・また、延滞の惧れがある場合、居宅への架電では顧客へ連絡がつかない場合が多く、単に
	返済を失念していた際にも延滞利息が発生してしまう等、顧客にとって不利益が生じる。
	・上記の通り、近年の携帯電話の普及率・保有率や上記のような顧客意向には、現行規制は
	そぐわないため、顧客の自発的な承諾等がなくとも、携帯電話への連絡を可能とすべき。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁	金融庁	
制度の現状	貸金業を営む者又は債権の取立てについて委託を受けた者は、正当な理由なく債務者等の		
	居宅以外の場所に電話をかけるといった、人の私生活若しくは業務の平穏を害す	るような言	
	動をしてはならないこととしております(貸金業法第 21 条 1 項 3 号)。		
	また、正当な理由とは、『貸金業者向けの総合的な監督指針』において、債務者等の自発的		
	な承諾がある場合などが挙げられている(貸金業者向けの総合的な監督指針 Ⅱ-2-19-(2)		
	②)。		
該当法令等	•貸金業法第 21 条 1 項 3 号		
	・貸金業者向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-19-(2)②		
対応の分類	対応不可	·	

#### 対応の概要

貸金業法第 21 条第 1 項第 3 号において、債務者等の居宅以外の場所に電話をかけるといった場合には、正当な理由が必要とされています。

また、「正当な理由」については、その解釈として『貸金業者向けの総合的な監督指針』において、債務者等の自発的な承諾がある場合や債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にない場合等については、「正当な理由」に該当する可能性が高いとしています。

上記を踏まえれば、一定の要件の下、取立てのために携帯電話へ架電することは認められております。

しかしながら、当該留保は、貸金業者による悪質な取立てを防止することにより資金需要者等の保護を図る観点から盛り込まれたものであり、債務者等の自発的な承諾などを含む「正当な理由」がないにもかかわらず携帯電話への連絡を可能とすることについては、資金需要者等の利益を損なうおそれが否定できないことから、慎重であるべきと考えております。

提案事項	子会社対象会社でない会社をグループ内に有する企業を買収する際の、業務範囲規制の適
	用猶予
具体的内容	・買収時に、子会社対象会社の業務以外の業務について、銀行法の業務範囲規制を一定期
	間(例えば、5年間)猶予して頂きたい。
提案理由	・買収対象となる会社が子会社対象会社(または子会社対象会社を主たる子会社とする持株
	会社)であったとしても、その買収対象会社の子会社等において、銀行及び銀行持株会社の
	子会社が営むことができる業務以外の業務を一部でも営んでいる場合は、買収そのものが認
	められない。
	・そのため、現行法の下でこのような企業を買収する場合は、買収時までの当該事業の撤退
	や売却を条件として入札せざるをえず、同制限のない国内銀行グループ以外の企業対比入
	札条件が不利となるほか、銀行グループの柔軟かつ機動的な買収戦略の阻害要因となって
	いる。
	・また、経済・社会全体のデジタル化が加速し、銀行業以外の民間事業者においても、ブロッ
	クチェーンや AI 等の技術革新やオープン API を活用した多様な金融商品・サービスの提供が
	進んでいることに加え、国外においては経済成長を促す観点からデジタル金融サービスによ
	って金融包摂を進める動きも見られる。かかる状況において、国内銀行グループにおいては
	インオーガニックな手段(買収)によってデジタルイノベーションを促進していく機会も増えてい
	るなかで、足下では、外国の IT プラットフォーマーによる国内決済サービス事業者を買収する
	事例も見られ、銀行法が阻害要因となって銀行による入札条件が劣位するなど、将来的には
	国内の有望な金融関連事業者が海外企業に買収される機会が増加する虞もある。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	銀行及び銀行持株会社の子会社(孫会社を含む)の業務範囲は、法令において規定されてい	
	る業務に限られています。	
	銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行とその子会社で合算59	
	以下)が課せられています。	
	また、銀行持株会社の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制	(銀行持株会社
	とその子会社で合算 15%以下)が課せられています。	
該当法令等	銀行法第 16 条の2第1項、第 16 条の4第1項、第 52 条の 23 第1項、第 52 約	条の 24 第1項
対応の分類	対応不可	

### 対応の概要

孫会社を含む銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲が限定されている趣旨は、銀行等の健全性確保や利益相反防止等のためであるところ、銀行グループにおいて行うことのできる業務範囲の更なる緩和については、当該制度趣旨を前提として、経済状況の変化等を踏まえてその必要性を慎重に検討する必要があるため、直ちに措置することは困難です。

担安审话	知行さなによるスカートマップ学性では反と言葉の供入。新芸行为の紹林
	銀行本体によるスタートアップ等株式に係る売買の媒介・勧誘行為の解禁
具体的内容	・スタートアップ企業等の成長を支援する観点から、
	①金融商品取引法において、一定の弊害防止措置(情報提供義務や、監督指針への優越的
	地位の濫用・利益相反の防止に係る態勢整備の明記、複数銀行による株価算定の原則化
	等)を講じた上で、相手方の対象範囲を限定(J-Startup選出先、産業革新投資機構又は中小
	企業基盤整備機構から出資を受け入れているベンチャーキャピタルファンドから出資を受け
	入れている先等)し、銀行本体による非上場株式の売買の媒介・勧誘行為を許容頂きたい。
	②投資家保護に配意しつつ、勧誘可能な非上場株式の取引の範囲を拡大するよう日証協自
	主規制の見直しを引き続き進めて頂きたい。
提案理由	・ベンチャー企業や第二創業を目指す中堅企業など、新規事業の立ち上げ段階にある企業に
	は、①エクイティによる資金調達ニーズや、②販路や技術の補完を目的とした大企業等との
	出資を伴うアライアンスニーズが存在。また、③オーナー経営者が高齢である企業では、事業
	承継に伴う他企業等への株式売却ニーズが存在する。
	・一方、大企業等側にも、④オープンイノベーションの促進や先端技術の獲得、新事業分野へ
	の進出等を目的として、優れた技術を有するスタートアップ等へのマイナー出資ニーズが存在
	する。加えて、個人のいわゆるシリアルアントレプレナーやエンジェル投資家についても、スタ
	ートアップへの投資ニーズがある。
	・銀行は、その幅広い顧客基盤を通じて、双方のニーズを把握しているため、スタートアップ企
	業等の株式の譲渡に関する媒介・勧誘が解禁されれば、より積極的な形でこれらのニーズを
	結びつけることが可能となり、成長産業の育成、ひいては日本経済の活性化に貢献できるも
	のと考える。また、IPO以外の投資の出口を整備することにもつながり、起業の活発化や非上
	場企業へのリスクマネー供給を促す好循環も期待できる。
	・弊害の発生リスクについても、例えば、①非上場株式の電子募集取扱業務に係る情報提供
	義務(金融商品取引法第 43 条の5)に準じた義務の導入や、②優越的地位の濫用や利益相
	反の防止に係る態勢整備を監督指針に明記すること、③投資家の範囲を限定(いわゆる外形
	基準の導入)することにより投資家保護に欠ける取引を事前に排除することで対処可能と考

	所管省庁	金融庁
制度の現状	(要望事項①)	
	登録金融機関は、株券等について、私募の取扱いや金融商品仲介業務(金融商	ī品取引業
	者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う株券等の売買の媒介等)	を行うこと
	ができますが、売買の媒介を行うことはできません。	
	(要望事項②)	
	日本証券業協会の自主規制ルール(店頭有価証券に関する規則)で原則禁止る	されていま
	す。	
該当法令等	(要望事項①)	
	金融商品取引法第 33 条第2項第4号	
	(要望事項②)	
	日本証券業協会「店頭有価証券に関する規則」第3条	
対応の分類	(要望事項①)	
	その他	
	(要望事項②)	
	その他	
対応の概要	(要望事項①)	
	登録金融機関が、スタートアップ企業等の株式の売買の媒介を行うことは、優越的	〕地位の濫
	用や利益相反等の弊害の防止といった規制の趣旨を踏まえれば、現時点で検討	することは
	困難です。	
	(要望事項②)	
	・金融商品取引法において、特定投資家向け有価証券に係る PTS 取引が解禁さ	
	伴い、日本証券業協会において、勧誘可能な非上場株式の取引の範囲の拡大が関	図られてい
	ます(令和5年7月1日施行)。	
	・勧誘可能な非上場株式の取引範囲については、投資者保護の観点から、日本証	透券業協会
	において引き続き慎重な検討が必要と考えられます。	

<u> </u>	田 つ・こ
提案事項	株式投資型クラウドファンディングに係る規制の見直し
具体的内容	①少額電子募集取扱業が「シンジケート型株式投資型クラウドファンディング」※を取扱う場合
	の投資運用業規制について特例を設けて頂きたい(例えば(ア)投資運用業の登録を不要とし
	た上で必要な範囲で少額電子募集取扱業に投資運用業の行為規制等を課す、(イ)投資運用
	業の新たな類型を創設、又は(ウ)投資家サイドの限定)
	②欧米の動向を踏まえ、株式投資型クラウドファンディングにより発行可能な有価証券の総額
	に係る上限(1億円未満)の引上げあるいは投資家一人当たり投資上限額は維持しつつ発行
	可能総額の上限は撤廃頂きたい
	※個々の投資家がシンジケート(SPV等)への匿名組合出資を通じ、特定企業に株式出資す
	る形態
提案理由	(要望理由①)
	・「シンジケート型株式投資型クラウドファンディング」は、通常の投資運用業と異なり、①第一
	種・第二種少額電子募集取扱業が取扱うことを想定しているため、対象となる投資家や一人
	当たりの出資額に一定の制限があること、②本件スキームでは投資先の選定は投資家判断
	によるものであり、電子募集取扱業者は、事実上、投資家の出資に係る取次を行っているに
	過ぎない(投資運用業のように「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて」有
	価証券等への投資を行うわけではない)こと、一方で電子募集取扱業者には一定の財産要件
	や義務(情報提供、発行体審査、投資家保護等)が課せられていること等を踏まえると、本件
	スキームにおいて、電子募集取扱事業者に対し、さらに加重的に投資運用業の行為規制(含
	む善管注意義務および忠実義務)や財産要件(投資運用業の場合は最低資本金および純資
	産額が 5,000 万円以上)を求めるのは過剰であり、一定の緩和的な適用も許容されうると考え
	られる。(例えば、(ア)投資運用業の登録を不要としたうえで必要な範囲で少額電子募集取扱
	業に投資運用業の行為規制等を課す、あるいは(イ)投資運用業の新たな類型を創設、等)
	(要望理由②)
	・わが国株式投資型 CF における発行体の調達上限額(1億円未満)は、当時の米国規制に
	おける年間 107 万ドルを参考にしたと思われるが、現在、同上限は年間 500 万ドルに引き上
	げられている。また、英国における投資型 CF は、一般投資家一人あたりの投資上限は純資
	産額(本人の居住用不動産や年金資産等を除く)の 10%以内と定められている一方で発行体
	ごとの年間調達上限はない。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	(要望事項①)	
	金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデ	・リバティブ
	-   取引に係る権利に対する投資として、匿名組合契約に基づく権利を有する者から出	当資又は拠

出を受けた金銭その他の財産の運用を行うことを業として行う場合は、投資運用業の登録が 必要になります。 (要望事項②) 第一種少額電子募集取扱業務として募集の取扱い又は私募の取扱いが行われた有価証券 の発行価額の総額に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発 行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間の重複す る同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券 (第一種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われた又は 行われるものに限る。)の発行価額の総額を合算した額が、一億円未満であることが要件とさ れています。 該当法令等 (要望事項①) 金融商品取引法第2条第8項第15号ハ、第28条第4項第3号、第29条 (要望事項②) 金融商品取引法第29条の4の2第10項、金融商品取引法施行令第15条の10の3第1号、 金融商品取引業等に関する内閣府令第 16 条の3第1項 対応の分類 (要望事項①) 検討を予定 (要望事項②)対応 対応の概要 (要望事項①) ・電子募集取扱業者が金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う場合は、投資者保 護の観点から、投資運用業の登録が必要と考えられます。 ・金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書(令和 5年 12 月)等も踏まえ、投資運用業の参入要件の緩和等を検討することが考えられます。 (要望事項②) ・金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書にお いて、企業の発行総額上限を5億円未満にまで引き上げることが提言されています。 ・今後、当該報告書を踏まえ、政省令改正など必要な対応を行ってまいります。

提案事項	6. 行政による法人の実質的支配者情報の把握
具体的内容	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
	の実質的支配者情報の登録を義務化する。
提案理由	〇法人の実質的支配者情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。
	〇銀行は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づ
	き、継続的顧客管理の一環として、実質的支配者情報の把握に努めている。また、2022 年1
	月より、株式会社の申出により、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明す
	る「実質的支配者リスト制度」が開始された。
	Oしかし、本制度については、以下のような課題がある。
	・制度の利用が法人の義務ではなく任意である。
	・実質的支配者情報が変更になった場合の商業登記所への申出が任意である。
	・対象となる実質的支配者の類型が当該法人の議決権の 25%超を保有するもの(犯罪による
	収益の移転防止に関する法律施行規則第 11 条第2項第1号)に限定されている。
	Oしたがって、実質的支配者リスト制度において、法人の実質的支配者情報の登録を義務化
	することにより、行政が全法人の実質的支配者情報(注)を把握するとともに、経済制裁対象
	者に該当しないことの確認を行い、その結果に銀行がアクセスすることが可能となれば、実質
	的支配者情報の把握の強化および効率化につながる。
	(注)出資、融資、取引等を通じて支配的な影響力を有するもの等(犯罪による収益の移転防
	止に関する法律施行規則第 11 条第2項第2~4号に規定する類型)を含む。
	○「商業登記所における実質的支配者リスト制度の利便性向上に関する研究会」において、
	「申出会社以外の者(銀行等)が、オンラインにより実質的支配者リストの写しの交付を受ける
	ことができる仕組みを構築すること」については、検討が進められている。
	〇昨年度要望に対し、法務省・警察庁・財務省・金融庁は「法人の実質的支配者情報の申出
	を義務付ける法制度の導入等については、(中略)マネー・ローンダリング防止等の観点か
	ら、政府全体として検討すべき課題と認識している」と回答しており、早期に検討を進めていた
	だきたい。
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会

	所管省庁	法務省 警察庁 財務省 金融庁
制度の現状	マネー・ローンダリング防止等の観点から、法人の実質	的支配者を把握し、その透明性を高
	めることについては、FATF による勧告がなされるなど、国	内外からの要請が強まっているとこ
	ろです。	
	この要請を受け、外部有識者による議論の結果を踏ま	え、「実質的支配者リスト制度」を創
	設し、令和4年1月からその運用を開始しています。	

	この制度は、FATF の第4次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府において令和 3
	年 8 月に策定・公表した行動計画(「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計
	画」)にも盛り込んだものであり、我が国の法人の実質的支配者の透明性の向上に貢献する
	ものと考えております。
該当法令等	商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則(令和3年法務省告示第
	187号)
対応の分類	その他
対応の概要	法人の実質的支配者情報の把握に向け、まずは「実質的支配者リスト制度」が自発的に広く
	利用され、マネー・ローンダリング防止等の効果が十分発揮されるよう、本制度の周知・広報
	に努めてまいります。
	また、令和4年12月21日開催のデジタル臨時行政調査会において公表された「デジタル原
	則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」において、「商業登記所における実質的支
	配者情報一覧の保管等に関する規則」について、「令和4年度中に設置される有識者からな
	る研究会(HP公表)での法的論点の整理を含めた検討を通じて、銀行等がオンラインで実質
	的支配者リストの写しを取得できる方法など利用者の利便性を向上させる」ものとされており、
	今後、同研究会における議論も踏まえて検討を進めていく予定です。
	なお、法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等については、本制度
	の運用状況等も踏まえ、マネー・ローンダリング防止等の観点から、政府全体として検討すべ
	き課題と認識しております。

提案事項	17. 出資先企業に対する銀行グループの関与方法の柔軟化
具体的内容	銀行の投資専門子会社によるベンチャービジネス会社等への出資に関して、当該出資先企
	業が銀行グループの子会社に該当しない旨を明確化する。
提案理由	〇銀行の投資専門子会社による出資先企業が子会社に該当しない要件については、企業会
	計基準委員会の「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指
	針」において、当該出資先企業との間で、「営業取引として行っている投資又は融資以外の取
	引がほとんどないこと」とある。
	〇日本公認会計士協会が銀行等監査人あてに出状した通達(2022 年5月 13 日付)におい
	て、連結財務諸表における子会社の該当性判断については、銀行法等で議決権保有期間の
	上限が定められていること等を考慮して、実態を踏まえた判断が必要とされている。
	〇こうした中、出資先企業に対し、銀行グループがソリューション提供(コンサルティング、人材
	紹介等)等の取引を行うことについて、監査法人から「『投資又は融資以外の取引がほとんど
	ない』とは言えず、子会社に該当する」と機械的に判断されるケースがある。
	〇銀行の子会社に該当する場合、出資先企業に四半期毎の決算情報の提供や、銀行の子
	会社として一定水準のガバナンス(社内規程の整備等)を求めることとなる。議決権保有期間
	に時限がある中、出資先企業に一時的にこうした対応への負担を強いることとなり、出資先企
	業の業務運営に支障が生じる可能性があるため、将来の成長・株式売却を見据えたソリュー
	ション提供等を断念せざるを得ない。
	〇銀行法において、投資専門子会社が議決権保有制限を超えて出資できる要件には、出資
	先企業の議決権を保有する期間の上限が規定されており、支配目的ではなく、キャピタルゲ
	イン目的の議決権保有であることは明らかである。また、2021年 11月に施行された改正銀行
	法では、ハンズオンによる支援を強化するため、投資専門子会社が営める業務としてコンサ
	ルティング業務が追加されている。
	〇出資先企業に銀行グループがソリューション提供等の取引を行った場合であっても、出資
	先企業が連結財務諸表における子会社に該当しないよう(実態に応じて柔軟に子会社の該当
	性判断を行うことができるよう)、解釈を明確化していただきたい。
提案主体	一般社団法人
	全国地方銀行協会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	我が国における連結の範囲に関しては、金融機関に限らず全業態において支配力	力基準が採
	用され、「他の企業の意思決定機関を支配している企業」として連結財務諸表に関	関する会計
	基準第 7 項に列挙されている他の企業は原則として「子会社」とされ、例外的に「他	也の企業の
	意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業」について追	連結の範囲
	から除外することが認められています。	
	企業会計基準適用指針第 22 号第 16 項では、この適用除外の類型について例示	:列挙され、
	同項(4)において、いわゆる VC 条項と呼ばれる類型が示されているところ、当該規	見定の趣旨
	は当該取引のために議決権を行使していても、投資先である他の企業と連結グル	ープとみな
	されるような運営がなされておらず、他の企業の意思決定機関を支配する意図は	ないと判断
	できるか否かという観点から要件が定められており、ご指摘の箇所についてもこの	ような趣旨
	から一定の制限が付されているものと考えられます。	
	そして、実際の運用にあたっては、同条項を形式的に当てはめるのではなく、個々	マの案件の
	実態に応じて当該条項の該当性について判断されているものと認識しています。	
	なお、ご指摘の日本公認会計士協会が銀行等監査人あてに出状した通達につきま	しては、企
	業会計基準適用指針第22号第16項(4)のうち「営業取引として行っている投資又に	は融資以外
	の取引がほとんどないこと」ではなく「売却等により当該他の企業の議決権の大部	分を所有し
	ないこととなる合理的な計画があること」に関する考え方を示したものであると理解	しておりま
	す。	
該当法令等	なし	
	〔参考:企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会	会社の範囲
	の決定に関する適用指針」第 16 項(4)他]	
対応の分類	その他	
対応の概要	左記「制度の現状」にも記載のとおり、本規制は金融機関だけでなく、全事業種共通	通の取扱い
	として、「他の企業の意思決定機関を支配」しているか否かを基準に連結の範囲に	含まれるか
	否かを判断することとされており、連結の範囲に含まれるか否かは投資家にとって	も重要な情
	報であるため、当該要件の見直し(緩和)については慎重に検討する必要があると	考えられま
	す。	
	また、当該条項の該当性については個々の案件において個別で判断されているこ	とから、一
	律に要件を定める(明確化)ことについても慎重な検討が必要であると考えられます	•
	なお、我が国においては、企業会計の基準は企業会計基準委員会(ASBJ)におい	て定めるこ
	ととされています。	

提案事項	3D プリンタ住宅に対応した建築基準法の改正
具体的内容	建築基準法の改正:構造耐力上主要な部分におけるモルタルなどの3D プリンタ特有の素材
	使用を許可する法改正が必要である。
	強度基準の見直し: モルタルの強度や耐久性に関する基準を再評価し、3D プリンター建築に
	適合するようにする。
	安全性評価の枠組みの確立: 3D プリンター建築に特有の安全性評価基準を設け、建築確認
	手続きの合理化を図るべきである。
	実証実験の推進: 改正後の基準に基づく3Dプリンター建築の実証実験を推進し、データ収集
	と分析を行うことが求められる。
提案理由	建築基準法におけるモルタルの使用に関する規定の見直しを目的とする。特に 3D プリンタ
	一を用いた建築物における「構造耐力上主要な部分」へのモルタル使用を可能にするための
	法改正を提案する。
	現在の建築基準法は、モルタルが壁や柱などの構造耐力上主要な部分に使用されることを
	想定していない。このため、3D プリンター建築におけるその使用が限定されている。
	3Dプリンターによる住宅建築は、工期短縮や省人化、省資源化など多くの利点をもたらすほ
	か、現役世代の住居コスト低減にも繋がる。
	現状では建物ごとに認定を受ける必要があり、低コスト化のメリットを国民が享受できない。
提案主体	個人

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	・建築基準法(以下「法」という。)では、コンクリート、鉄筋といった指定建築材料を柱や基礎な	
	どの構造耐力上主要な部分等に使用する場合、原則として、指定の JIS/JAS に適合させる	
	か、法第37条第2号の規定に基づく大臣認定(材料品質)を取得する必要がある。	
	・指定建築材料以外の材料については、法第 20 条の規定に基づく大臣認定(権	構造耐力)のプ
	ロセスの中で品質・強度等を含めて審査することにより、建築物に使用可能とされ	れている。
該当法令等	建築基準法第 20 条	
	建築基準法第 37 条	
	平成 12 年建設省告示第 1446 号	
対応の分類	対応	
対応の概要	「規制改革実施計画」(令和 5 年6月 16 日閣議決定)に基づき、建設用3Dプリン	/ターを利用し
	た建築に係る規制のあり方について検討会を設置して議論し、令和5年度結論	また得て、順次
	措置することとしているところです。	

	田 7.27
提案事項	28. 地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和
具体的内容	地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務を廃止する。または、地方自治体の
	長が担保提供を不要とする場合には、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加す
	<b>る</b> 。
提案理由	〇地方自治法施行令および地方公営企業法施行令において、指定金融機関、出納取扱金融
	機関、収納取扱金融機関(以下、指定金等)には担保提供義務が課されている。
	○収納・支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛中の決済債務および決済用預金
	として全額保護されており、仮に指定金等が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可
	能となる。
	○また、地方自治体と指定金等との私法上の契約による損害の保全が可能であることによ
	り、債務履行の確実性が実質的に確保されている。
	〇これらの点から、法令で全ての指定金等に担保提供を義務付けることは、あまりにも過剰
	な規制だと考える。
	〇総務省による公営企業会計適用の推進に関する要請(注)を受け、下水道事業等の地方公
	営企業法非適用企業による公営企業会計への移行が進んでいる。移行にあたり、銀行に対し
	て地方自治体から出納(収納)取扱金融機関の引受要請があり、新たに担保提供を求めら
	れ、地方自治体および銀行の負担となっている。
	(注)2015年1月27日付で都道府県および人口3万人以上の市区町村に対し、2015年度か
	ら 2019 年度までに下水道事業および簡易水道事業(以下、重点事業)について公営企業会
	計に移行すること等を要請。
	2019年1月25日付で人口3万人未満の市区町村に対し、重点事業について遅くとも2023年
	までに公営企業会計に移行すること等を要請。
	○銀行は、指定金融機関業務を無償もしくは低廉な金額で引き受けているが、同業務に係る
	コスト負担が軽減されないのであれば、指定金融機関を辞退することを検討せざるを得ない
	銀行も出てくると考える。
	〇昨年度要望に対し、総務省は、「収納取扱金融機関の担保提供規定については、担保提
	供の実態や、他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性等を踏まえつつ、地方公共
	団体等の意見を伺いながら、その必要性を検討」と回答しており、早期に検討を進めていただ
	きたい。
提案主体	一般社団法人
	全国地方銀行協会

	所管省庁	総務省
制度の現状	(1)地方自治法施行令第168条の2第3項の規定により、指定金融機関は地方公共団体の長	
	の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。	
	(2)地方公営企業法施行令第22条の3第2項の規定により、出納取扱金融機関及び収納取扱	
	金融機関は、地方公営企業管理者の定めるところにより、担保を提供しなければならないこと	
	とされています。	
該当法令等	(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 168 条の 2 第 3 項	
	(2) 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3第2項	
対応の分類	(1) 対応不可	
	(2) 検討を予定	
対応の概要	(1)指定金融機関の担保提供義務については、公金管理の安全性を確実に担保する観点か	
	ら、必要と考えています。	
	御指摘のとおり地方公共団体の有する決済用預金については預金保険制	度により全額保
	護の対象ではありますが、当該担保は地方公共団体から債権者への支払い	が滞ったことに
	より発生する遅延利息や損害賠償など保護の対象外の損害に充当すること	ができ、地方公
	共団体と指定金融機関との私法上の契約により損害の保全が可能だとしても	、仮に指定金融
	機関が破綻するなど不測の事態が発生した場合は、担保提供があることによ	り確実に損害へ
	充当することが可能となるものです。	
	なお、担保提供義務のない指定代理金融機関、収納代理金融機関が破綻	した場合におい
	ては、指定金融機関が責任を負うこととなっています。	
	(2)一方、地方公営企業に係る金融機関については、複数の金融機関を指定で	することができる
	こととされ、それぞれの金融機関が個別に責任を負うこととなっています。	
	現行制度においては、これら全ての金融機関に対して担保提供義務を課して	ているところ、収
	納取扱金融機関の担保提供規定については、担保提供の実態や、他の公金	を取り扱う金融
	機関に係る制度との整合性等を踏まえつつ、地方公共団体等の意見を伺いな	がら、その必要
	性を検討してまいります。	

提案事項	電子決済手段による払込が現物出資にあたらないことの明確化
具体的内容	日本円建 1-3 号電子決済手段はキャッシュフロー計算書上も現金扱いとなる等、現金類
	似性及び要求払預金類似性を有するとされている。
	また、リスクに関しても要求預金払預金と同等とされている。
	従って会社法を改正するかガイドラインで、電子決済手段による出資は金銭での払込にあ
	たることを明確化し、合同会社型 DAO 等の出資時に特定ステーブルコインで払込ができる
	ことを明確化すべきである。
	仮に現物出資にあたる場合も、金額に関わらず検査役の調査が不要であることを明確化
	すべきである。
	改正に際しては登記に支障が無いよう周知徹底されたい。
提案理由	一般社団法人型 DAO やスタートアップに対して海外居住者から電子決済手段による出資
	が容易に行えるようになり、DAO による地方創生等志ある資金を滞りなく循環させることが
	できるようになる。
提案主体	JPYC 株式会社

	所管省庁	法務省	
制度の現状	会社法上、募集株式を引き受ける場合には、金銭以外の財産を出資の目的とすること(い		
	わゆる現物出資)も認められています(会社法第 199 条第 1 項)。		
	現物出資を行うためには、原則として裁判所が選任する検査役による財産の価額の調査		
	が必要とされていますが、一定の条件を満たす場合には、検査役調査を経ないことも認め		
	られています(会社法第 207 条)。		
該当法令等	会社法 199 条、207 条		
対応の分類	対応不可		
対応の概要	資金決済に関する法律第2条第5項各号に定める電子決済手段は、金銭そのものでは		
	ないと考えられますが、現行の会社法においても現物出資による出資は可能と考えられま		
	す。		
	資金決済に関する法律第2条第5項第1号から第3号に掲げられた電子	決済手段の全	
	てについて現時点で法定通貨と全く同じ扱いとすることは困難であると思料	いたしますが、	
	今後、実務において実際に普及する電子決済手段の内容やその安全性等を	を注視してまい	
	りたいと思います。		

番号:26

提案事項	信託契約代理店の登録事項変更に係る届出期限の延長または撤廃
具体的内容	信託契約代理店の登録事項変更にかかる提出期限(30日以内)を延長または撤廃いただき
	<i>t</i> = <b>U</b> \.
提案理由	
	信託契約代理店になっている信用金庫は、役員の就退任、店舗の出店または廃止等があっ
	た場合、信用金庫法および信託業法に基づきそれぞれ内閣総理大臣に届け出ることが義務
	付けられているが、信用金庫法には一部を除き届出期限はないものの、信託業法には変更
	日から30日以内の届出期限が規定されている。
	このように、同様の事象にもかかわらず法律により取扱いルールが異なっていることから、
	信用金庫については、信託業法に基づく届出期限を延長または撤廃していただきたい。
提案主体	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫

	所管省庁	金融庁	
制度の現状	信託契約代理店の登録を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは、信託業法第 71 条第		
	1項に基づき、30 日以内に、その旨を届け出る必要があります。		
該当法令等	信託業法第 71 条第1項		
対応の分類	検討を予定		
対応の概要	登録申請事項に変更があった場合の 30 日以内の届出は、信託契約代理業者を適時適切に		
	監督する観点から必要なものです。提出期限については、その実務の実態も	踏まえつつ、慎	
	重に検討する必要があります。		

提案事項	自己信託の登録事項変更に係る届出期限の延長または撤廃
具体的内容	信託業法における自己信託の登録を受けた者は、役員の就退任、店舗の出店または廃止
	等があった場合、同法に基づき変更日から2週間以内に届け出ることとされているが、届出期
	限を延長または撤廃いただきたい。
提案理由	
	信託業法第 50 条の 2 に規定する自己信託の登録を受けた信用金庫は、役員の就退任、店
	舗の出店または廃止等があった場合、信用金庫法および信託業法に基づきそれぞれ内閣総
	理大臣に届け出ることが義務付けられているが、信用金庫法には一部を除き届出期限はない
	ものの、信託業法には変更日から2週間以内の届出期限が規定されている。
	このように、同様の事象にもかかわらず法律により取扱いルールが異なっていることから、
	信用金庫については、信託業法に基づく届出期限を延長または撤廃していただきたい(2016
	年の銀行法等の改正では、銀行代理業者等の登録事項の変更および信託契約代理店の登
	録事項の変更にかかる届出の期限が「2週間以内」から「30日以内」に延長されている)。
提案主体	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫

	所管省庁	金融庁
制度の現状	自己信託の登録を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは、信託業法第50条の2第12	
	項で適用する信託業法第 12 条第 2 項に基づき、2 週間以内に、その旨を届け出る必要があ	
	ります。	
該当法令等	信託業法第50条の2第12項で適用する信託業法第12条第2項	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	登録申請事項に変更があった場合の2週間以内の届出は、自己信託登録者を適時適切に監	
	督する観点から必要なものです。提出期限については、その実務の実態も踏	まえつつ、慎重
	に検討する必要があります。	

提案事項	「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制の緩和
具体的内容	「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制(事業主掛金を超えてはならないとの
	規制)をできる限り早期に撤廃していただきたい。
提案理由	マッチング拠出の加入者掛金の設定にあたっては、①事業主掛金との合計額が拠出限度
	額の範囲内で、かつ、②事業主掛金を超えてはならないとされている。
	事業主掛金が少額の加入者については、上記①の限度額にゆとりがあったとしても、上記
	②の規制により、加入者掛金を少額しか拠出することができない。
	また、2017年1月から、個人型確定拠出年金(iDeCo)との同時加入も認められたが、
	iDeCoの口座管理手数料を加入者が負担するなどのデメリットがあることから、マッチング拠
	出が可能な企業型確定拠出年金加入者は、当該拠出を活用した方がメリットが大きい。
	ついては、自助努力による更なる老後資産形成の観点から、上記②の規制を撤廃するよ
	う検討願いたい。
提案主体	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	企業型年金では、当該企業型年金の規約に定めることで、拠出限度額の範囲内で、事業主	
	掛金に上乗せして、加入者自らが掛金を拠出することが可能です。企業型年金加入者掛金	
	の額については、事業主掛金の額を超えないように決定又は変更する旨を企業型年金規	
	約に定めるよう法律に規定されています。	
該当法令等	確定拠出年金法第4条第1項第3号の2、第19条第3項、第20条	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	企業年金は従業員の福祉の向上を図るものであり、退職給付としての性格を持つもので	
	もあることから、事業主拠出が基本です。このため、企業型確定拠出年金における企業型	
	年金加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)については、事業主の掛金負担	旦が従業員に転
	嫁されるようなことがないように、従業員が拠出できる掛金額は事業主が拠	出する掛金額の
	範囲内とするとしているものです。	
	なお、マッチング拠出のあり方については、社会保障審議会企業年金・個.	人年金部会にお
	いて御議論いただいているところであり、今後の制度の在り方について引き	続き検討してま
	いります。	

提案事項	「実質的支配者リスト制度」の制度拡充等
具体的内容	法人における実質的支配者情報の登録義務化等を含め、「実質的支配者リスト制度」の制
	度拡充を検討いただきたい。
	また、併せて、特定事業者に対しても、本制度によって保管される実質的支配者情報のアク
	セス権限を認めていただきたい。
提案理由	2022 年 1 月から、法務省による「実質的支配者リスト制度」が開始されたが、同制度の創設
	は、マネロン対策における実質的支配者情報の円滑な把握推進にとって大変重要なものと認
	識している。
	一方で、①制度利用は法人の任意、②実質的支配者が犯罪収益移転防止法施行規則第
	11条第2項第1号に該当する類型の場合のみに利用可、③法人においても株式会社及び特
	例有限会社のみに利用可―など実効性の面での課題もある。
	ついては、我が国全体のマネロン等対策において、実質的支配者情報の把握が重要課題と
	なっていることを踏まえ、法人における実質的支配者情報の登録義務化等を含め、同制度の
	拡充を検討いただきたい。
提案主体	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫

	所管省庁	法務省	
制度の現状	マネー・ローンダリング防止等の観点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高		
	めることについては、FATF による勧告がなされるなど、国内外からの要請が強まっているとこ		
	ろです。		
	この要請を受け、外部有識者による議論の結果を踏まえ、「実質的支配者リスト制度」を創		
	設し、令和4年1月からその運用を開始しています。		
	この制度は、FATF の第4次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府において令和3		
	年 8 月に策定・公表した行動計画(「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計		
	画」)にも盛り込んだものであり、我が国の法人の実質的支配者の透明性の向上に貢献する		
	ものと考えております。		
該当法令等	商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則(令和3年法務省告示第		
	187号)		
対応の分類	その他		

## 対応の概要

「実質的支配者リスト制度」が広く利用され、マネー・ローンダリング防止等の効果が十分発揮されるよう、まずは本制度の周知・広報に努めてまいります。

また、令和4年12月21日開催のデジタル臨時行政調査会において公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」において、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」について、「令和4年度中に設置される有識者からなる研究会(HP公表)での法的論点の整理を含めた検討を通じて、銀行等がオンラインで実質的支配者リストの写しを取得できる方法など利用者の利便性を向上させる」ものとされており、現在、同研究会における議論も踏まえて検討を進めているところです。

なお、法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等については、本制度 の運用状況等も踏まえ、マネー・ローンダリング防止等の観点から、政府全体として検討すべ き課題と認識しております。